年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
（茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会）
令和８年９月 16 日答申分

〇答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの　　１件

厚生年金保険関係　　１件

厚生局受付番号　：　関東信越（受）第 2600201 号
厚生局事案番号　：　関東信越（厚）第 2600054 号

第１　結論

１　請求者のＡ社における平成５年 11 月１日から平成 11 年８月１日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。当該期間の標準報酬月額については、別表の第１欄に掲げる月ごとに、同表の第２欄に掲げる標準報酬月額から第６欄に掲げる標準報酬月額とする。

平成５年 11 月から平成 11 年７月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第１条第５項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（別表の第２欄に掲げるオンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

２　請求者のＡ社における平成６年 11 月１日から平成７年 10 月１日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。当該期間の標準報酬月額については、別表の第１欄に掲げる月ごとに、同表の第６欄に掲げる標準報酬月額から第７欄に掲げる標準報酬月額とする。

平成６年 11 月から平成７年９月までの訂正後の標準報酬月額（別表の第６欄に掲げる訂正後の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

第２　請求の要旨等

１　請求者の氏名等

氏　　名　：　男
基礎年金番号　：
生年月日　：　昭和 29 年生
住　　所　：

２　請求内容の要旨

請求期間　：　平成５年 11 月１日から平成 11 年８月１日まで

Ａ社における標準報酬月額の記録を確認したところ、実際に受け取っていた給与額と相違している期間があったので、当該期間の記録を訂正してほしい。

第３　判断の理由

１　請求期間について、請求者から提出されたＡ社に係る給料支払明細書、給与支払明細書、源泉徴収票、預金通帳及び同社から提出された賃金台帳並びに日本年金機構からの回答（以下「給

与明細書等」という。）により、別表の第３欄、第４欄及び第５欄に掲げるとおり、厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額及び当該期間の標準報酬月額の改定若しくは決定の基礎となる月の報酬月額（以下「本来の報酬月額」という。）又は報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額は、いずれも同表の第２欄に掲げるオンライン記録の標準報酬月額を超えていることが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除をしていたと認められる厚生年金保険料額又は本来の報酬月額若しくは報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間の標準報酬月額については、給与明細書等により確認できる厚生年金保険料控除額又は本来の報酬月額から、別表の第１欄に掲げる月ごとに、同表の第２欄に掲げる額から第６欄に掲げる額に訂正することが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、給与明細書等により確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、社会保険事務所（当時）は、請求者の請求期間に係る上記訂正後の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料（別表の第２欄に掲げるオンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

２　請求期間のうち、平成６年 11 月１日から平成７年 10 月１日までの期間について、給与明細書等により、本来の報酬月額に見合う標準報酬月額が上記１の訂正後の標準報酬月額を超えていることが認められる。

したがって、平成６年 11 月から平成７年９月までの標準報酬月額については、給与明細書等により確認できる本来の報酬月額から、別表の第１欄に掲げる月ごとに、同表の第６欄に掲げる額から第７欄に掲げる額に訂正することが必要である。

なお、上記訂正後の標準報酬月額（別表の第６欄に掲げる訂正後の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

別表

第１欄	第２欄	第３欄	第４欄	第５欄	第６欄	第７欄
請求期間に係る月	オンライン記録の標準報酬月額（訂正前）	本来の報酬月額に見合う標準報酬月額	（本来の報酬月額が算定できない期間における）報酬月額に見合う標準報酬月額	厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額	厚生年金特例法訂正後の標準報酬月額	厚生年金保険法（75条本文）訂正後の標準報酬月額
平成５年11月から平成６年10月まで	20万円	44万円	－	44万円	44 万円	－
平成６年11月から平成７年４月まで	20万円	44万円	－	38万円	38 万円	44 万円
平成７年５月から同年８月まで	20万円	44万円	－	41万円	41 万円	44 万円
平成７年９月	20万円	44万円	－	38万円	38 万円	44 万円
平成７年10月から平成８年９月まで	20万円	－	56万円	38万円	38 万円	－
平成８年10月から平成９年９月まで	22万円	－	56万円	56万円	56 万円	－
平成９年10月から同年12月まで	22万円	56万円	－	59万円	56 万円	－
平成10年１月から同年８月まで	22万円	59万円	－	59万円	59 万円	－
平成10年９月から平成11年７月まで	22万円	－	59万円	59万円	59 万円	－